

第2号 菊池環境保全組合立 環境工場等建設の取組み

菊池環境保全組合立
環境工場建設候補区域選定委員会 広報



東部清掃工場



楽善埋立処分場

- 菊池環境保全組合立環境工場建設候補区域選定委員会
- 菊池環境保全組合
- 構成市町／菊池市(旧泗水町)・合志市・大津町・菊陽町
- 平成22年9月

問い合わせ先：菊池環境保全組合 総務課 TEL096-293-2555

■「菊池環境保全組合立環境工場建設候補区域選定委員会」経過報告

平成22年6月28日に第3回、8月2日に第4回の委員会を開催し、必要となる法的規制や条例等による規制、さらには環境工場等建設に適さない区域等について「用地選定に関する前提条件」として整理し、用地選定の前の「区域選定」の段階からその用地選定条件に適さない区域を除外するため「法律及び条例等による規制地域^(表-1)」、「法的根拠はないが考慮すべきもの^(表-2)」として下記のとおり整理しました。

表-1 法律及び条例等による規制地域

区分	除外地域	法律・条例等	備考
①防災	・河川区域	河川法	
	・地すべり防止地域	地すべり等防止法	指定無し
	・急傾斜地崩壊危険地域	急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律	
	・砂防指定地	砂防法	
	・土砂災害警戒区域	土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律	
	・土石流危険渓流地区	熊本県地域防災計画	
②自然保護	・国立公園区域	自然公園法	
	・国定公園区域		指定無し
	・県立自然公園	熊本県立自然公園条例	指定無し
	・自然環境保全地域	熊本県自然環境保全条例	指定無し
③鳥獣保護	・鳥獣保護区	鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律	
④文化財	・国指定文化財	文化財保護法	
	・県指定文化財	文化財保護条例	
	・市、町指定文化財	文化財保護条例	
	・埋蔵文化財包蔵地	文化財保護法	
⑤都市計画	・風致地区	都市計画法	指定無し
	・公園・緑地その他都市施設	都市計画法	(※)
⑥農地	・農業振興地域 ・農用地区域	農業振興地域の整備に関する法律	除外項目
⑦森林	・保安林又は保安施設地区	森林法	
	・国有林	国有林野の管理経営に関する法律	(※)
⑧動物・植物	・生息地等保護区	絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律	指定無し
	・特定希少野生動植物種保護区	熊本県野生動植物の多様性の保全に関する条例	指定無し
⑨景観	・景観形成地域	熊本県景観条例	(※)

参考資料：熊本県産業廃棄物指導要綱 別記第9号様式 (※：任意に追加した項目)

表一2 法的根拠はないが考慮すべきもの

区分	避けたほうが良い地域	備考
①学校・病院等	・学校（小学校、中学校、高校、大学、養護学校、専門学校）の近隣 ・幼稚園、保育園の近隣	菊池市では、「特定工場等において発生する騒音の規制に関する基準」「特定工場等において発生する振動の規制に関する基準」で、50mの区域内で規制が厳しくなる
	・病院、診療所の近隣	
	・老人福祉施設の近隣	
	・図書館等公共施設	
②水道	・水道水源地および周辺地域 ・水道水源保全地域	取水位置が直下流にある地域は避けるべき(※)
③用途地域	・（第一種、第二種）低層住居専用地域 ・（第一種、第二種）中高層住居専用地域	騒音・振動の規制等は用途地域別である
	・（第一種、第二種）住居地域、準住居地域 ・人口集中地区（DID）	
④地質	・活断層 ・軟弱地盤 ・地盤沈下が起こる可能性がある地域	断層から1km以内は避ける(※)
⑤災害発生地域	・過去に大規模災害が起こった記録のある地域	
⑥観光地等	・観光地 ・レクリエーション施設等	
⑦その他開発の予定がある区域	・国、県、市町の開発関連計画等のある地域 ・民間開発の予定のある地域	公共の既存計画は市町の総合計画に示されるレベルの計画 民間は開発申請に係るレベルの計画
⑧寺社・靈園等	・神社、寺院 ・教会等宗教施設 ・靈園（墓地）	神社、寺院は無人神社等、極小力所は除く 靈園は「靈園」として情報が公開されているもの（極小規模等は未情報）

(※)は(社)全国都市清掃会議刊『廃棄物最終処分場の計画・設計要領』に拠る。

菊池環境保全組合の管内における各種法規制等や考慮すべき事項の各項目を図化し、各種図面を重複させた「重ねあわせ図^(表-4)」として示し、1つの検討案として大きく4つのゾーニングを行いました。

次に現時点における比較検討の要件として6項目をあげて「各ゾーンの比較検討表^(表-3)」のとおり定性的な比較検討を行った結果、一次選定において中央ゾーンに決定しました。

今後は10月中に各市町委員を中心に構成市町より1ヶ所ずつ二次選定エリアが選出され、そのエリアについて検討を進めて参ります。

表-3 各ゾーンの比較検討表(定性的評価)

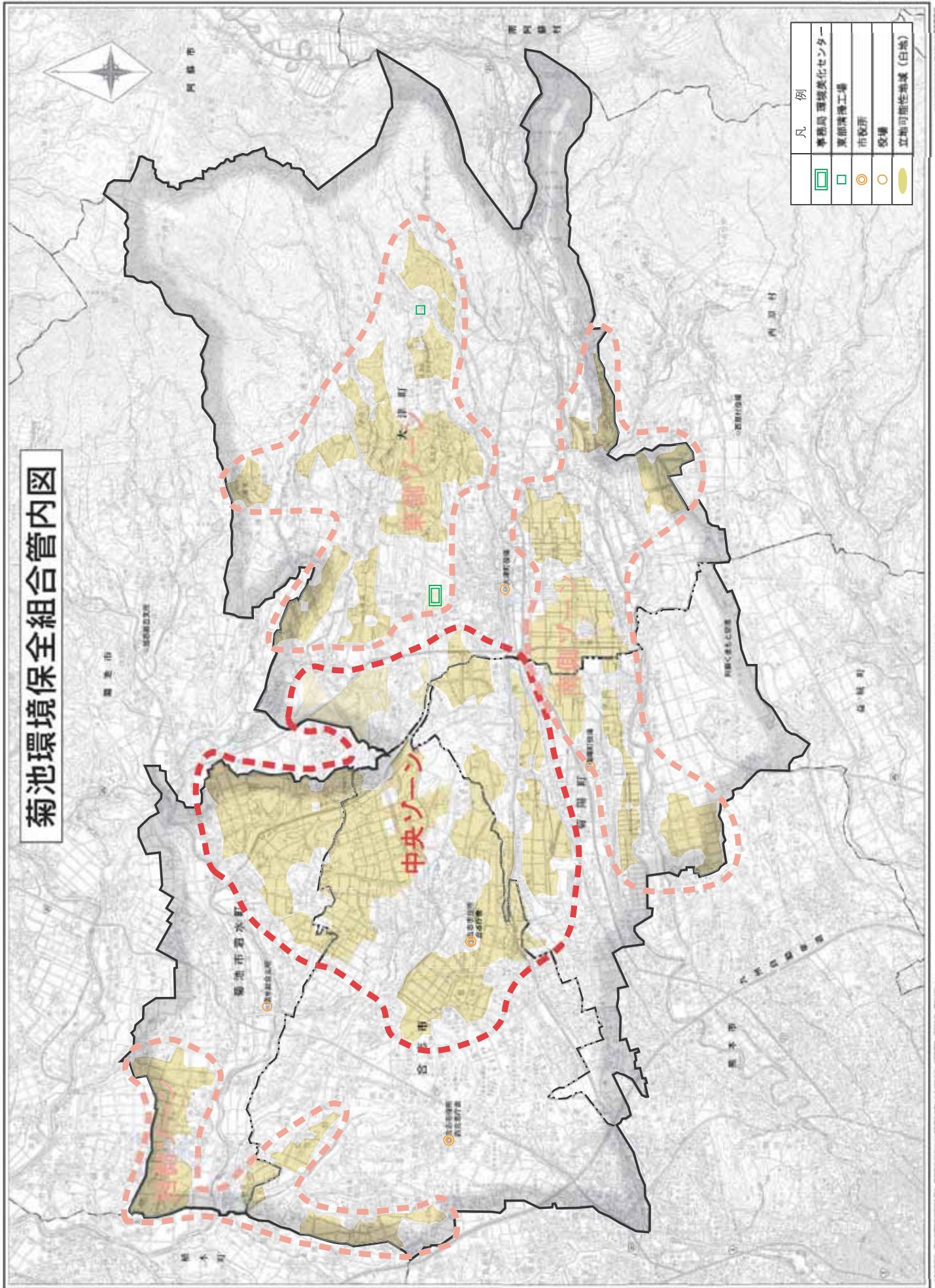
区分	西側ゾーン	中央ゾーン	東側ゾーン	南側ゾーン
	×	○	△	×
総合評価	狭いゾーンであるため、まとまった敷地確保において比較的制限される可能性がある。 また、周辺環境の評価において隣接した住宅地と一帯を囲む住宅地域の状況からあまり望ましいとは言い難い。	各比較事項の評価も比較的高いとともに、地下水脈へも配慮できる。 また、2市2町にもまたがるゾーンであるため、公平な候補地選出のためのエリアに適している。	特に悪い評価はないが、各比較事項を個別に見ると良い評価が少ない。 また、地下水脈の保全上、白川上流域の最重要エリアでもあるため、特に他のゾーンがあればこのゾーンに持ってくる必要性は低い。	比較的評価は良いゾーンであるが、「地下水脈」の事項において、「白川中流域水田湛水事業」の地域に指定されており、立地可能性地域（白地）の水田そのものを保全する必要があると考えられる。

注：各比較事項における評価は以下の通り。「○：より優れていると考えられる」、「○：問題ない」、「△：比較的望ましくない」、「×：望ましくない」

表-4 重ねあわせ図

平成11年11月

総務課環境保全組合



今後も委員会の開催状況や決定事項については、広報及び本組合ホームページ(<http://www.kikunanseisou.or.jp>)に掲載しますので、皆様のご理解のほどよろしくお願いします。